

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（案）新旧対照表

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(指定薬物) 第一条 (略) 一〇二十二 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>二十三〇二十六 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>二十七〇四十四 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>四十五〇五十八 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>五十九〇六十二 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(指定薬物) 第一条 (略) 一〇二十二 (略)</p> <p>二十三 二―(エチルアミノ)――フェニルブタン― ―オン及びその塩類</p> <p>二十四 二―(エチルアミノ)――(四―メチルフェニル)プロパン――オン及びその塩類</p> <p>二十五 二―エチルアミノ――(三・四―メチレンジオキシフェニル)プロパン――オン及びその塩類</p> <p>二十六〇二十九 (略)</p> <p>三十 一―(四―エチルフェニル)―二―(メチルアミノ)プロパン――オン及びその塩類</p> <p>三十一〇四十八 (略)</p> <p>四十九 二―(ジメチルアミノ)――(四―メチルフェニル)ブタン――オン及びその塩類</p> <p>五十 二―(ジメチルアミノ)――(三・四―メチレンジオキシフェニル)プロパン――オン及びその塩類</p> <p>五十一〇六十四 (略)</p> <p>六十五 一―フェニル―二―(ピロリジン――イル)ブタン――オン及びその塩類</p> <p>六十六〇六十九 (略)</p> <p>七十 一―(三―フルオロフェニル)―二―(メチルアミ</p>

(削除)

六十三〜六十八 (略)

(削除)

六十九〜七十三 (略)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

七十四 (略)

(削除)

七十五〜七十九 (略)

(削除)

(削除)

八十〜八十四 (略)

(削除)

ノ) プロパン―オン及びその塩類

七十一 ―(四―フルオロフェニル)―ニ―(メチルア

ミノ) プロパン―オン及びその塩類

七十二〜七十七 (略)

七十八 ―(四―ブロモフェニル)―ニ―(メチルアミ

ミノ) プロパン―オン及びその塩類

七十九〜八十三 (略)

八十四 ニ―(メチルアミノ)―フェニルブタン―

―オン及びその塩類

八十五 ニ―(メチルアミノ)―フェニルペンタン―

―オン及びその塩類

八十六 ニ―(メチルアミノ)―(四―メチルフェニ

ル)ブタン―オン及びその塩類

八十七 ニ―メチルアミノ―(三・四―メチレンジ

オキシフェニル)ブタン―オン及びその塩類

八十八 ニ―(メチルアミノ)―(三・四―メチレン

ジオキシフェニル)ペンタン―オン及びその塩類

八十九 (略)

九十 ―(四―メチルフェニル)―ニ―(ピロリジン―

―イル)プロパン―オン及びその塩類

九十一〜九十五 (略)

九十六 ―(三・四―メチレンジオキシフェニル)―ニ

―(ピロリジン―イル)ブタン―オン及びその

塩類

九十七 ―(三・四―メチレンジオキシフェニル)―ニ

―(ピロリジン―イル)プロパン―オン及びそ

の塩類

九十八〜百二 (略)

百三 ―(四―メトキシフェニル)―ニ―(ジメチルア

八十五 (略)

(削除)

八十六〜八十八 (略)

(削除)

八十九〜九十七 (略)

九十八 (二H—インドール—三—イル) (ナフタレン—
一—イル) メタノンのインドール環の一位に次の表の第
一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタ
レン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれか
の置換基が結合している物であつて当該インドール環の
一位及び当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が
結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に
掲げる物を除く。

イ 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号
一)に規定する覚せい剤

ロ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四
号)に規定する麻薬及び向精神薬

ハ (四—エトキシナフタレン—一—イル) (一—オク
チル—一H—インドール—三—イル) メタノン及びそ
の塩類

ニ (一—オクチル—一H—インドール—三—イル) (一—
四—ペンチルナフタレン—一—イル) メタノン及びそ
の塩類

ホ (四—ヘキシルナフタレン—一—イル) (一—オク
チル—一H—インドール—三—イル) メタノン及びそ
の塩類

ミノ) プロパン—一—オン及びその塩類

百四 (略)

百五 一—(四—メトキシフェニル)—二—(ピロリジン
—一—イル) ペンタン—一—オン及びその塩類

百六〜百八 (略)

百九 一—(四—メトキシフェニル)—二—(メチルアミ
ノ) プロパン—一—オン及びその塩類

百十〜百十八 (略)

百十九 (二H—インドール—三—イル) (ナフタレン—
一—イル) メタノンのインドール環の一位に次の表の第
一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタ
レン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれか
の置換基が結合している物であつて当該インドール環の
一位並びに当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基
が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、次に掲
げる物を除く。

イ 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号
一)に規定する覚せい剤

ロ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四
号)に規定する麻薬及び向精神薬

ハ (四—エトキシナフタレン—一—イル) (一—オク
チル—一H—インドール—三—イル) メタノン及びそ
の塩類

ニ (一—オクチル—一H—インドール—三—イル) (一—
四—ペンチルナフタレン—一—イル) メタノン及びそ
の塩類

ホ (四—ヘキシルナフタレン—一—イル) (一—オク
チル—一H—インドール—三—イル) メタノン及びそ
の塩類

へ (一—ヘプチル—一H—インドール—三—イル) (四—ヘキシルナフタレン—一—イル) メタノン及びその塩類

ト (四—メトキシナフタレン—一—イル) (一—オクチル—一H—インドール—三—イル) メタノン及びその塩類

第 一 欄	第 二 欄
(略)	(略)

九十九 (二—メチル—一H—インドール—三—イル) (ナフタレン—一—イル) メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の一位及び当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

イ 覚せい剤取締法に規定する覚せい剤

ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬

ハ (二—メチル—一—ヘプチル—一H—インドール—三—イル) (四—ペンチルナフタレン—一—イル) メタノン及びその塩類

第 一 欄	第 二 欄
(略)	(略)

百 二—アミノ—一—フェニル—プロパン—一—オン (以下この号及び第二条第五号において「基本骨格」という。) の二位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりに次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位に水素以外が

へ (一—ヘプチル—一H—インドール—三—イル) (四—ヘキシルナフタレン—一—イル) メタノン及びその塩類

ト (四—メトキシナフタレン—一—イル) (一—オクチル—一H—インドール—三—イル) メタノン及びその塩類

第 一 欄	第 二 欄
(略)	(略)

百二十 (二—メチル—一H—インドール—三—イル) (ナフタレン—一—イル) メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の一位並びに当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

イ 覚せい剤取締法に規定する覚せい剤

ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬

ハ (二—メチル—一—ヘプチル—一H—インドール—三—イル) (四—ペンチルナフタレン—一—イル) メタノン及びその塩類

第 一 欄	第 二 欄
(略)	(略)

(新設)

結合していないか又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、ベンゼン環の二位から六位までに水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の二位、三位若しくは四位に同表の第三欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合している物であつて基本骨格の二位、三位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く（第二条第五号において「カチノン系化合物群」という。）。

イ 覚せい剤取締法に規定する覚せい剤
ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬

第一欄	第二欄	第三欄
一 メチルアミノ基	一 メチル基	一 メチル基
二 エチルアミノ基	二 エチル基	二 エチル基
三 ジメチルアミノ基		三 メトキシ基
四 ジエチルアミノ基		四 メチレンジ
五 メチルエチルアミノ基		五 フッ素原子
六 ピロリジン基		六 塩素原子
		七 臭素原子
		八 ヨウ素原子

百一 (略)

第二条 (医療等の用途) (略)

百二十一 (略)

第二条 (医療等の用途) (略)

一〇四 (略)
五 (略)

<p>(二)ヨード―五―ニトロフェニル) ――「(―メチルピペリジン―ニール)メチル」―H―インドル―三―イル～メタン、その塩類及びこれらを含有する物</p>	<p>(略)</p> <p>学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)</p>
<p>カチノン系化合物群(基本骨格の二位にジメチルアミノ基、ジエチルアミノ基、メチルエチルアミノ基又は―ピロリジニル基が結合している物を除く。)及びこれらを含有する物</p>	<p>(略)</p> <p>元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途</p>

六 (略)

一〇四 (略)
五 (略)

<p>(二)ヨード―五―ニトロフェニル) ――「(―メチルピペリジン―ニール)メチル」―H―インドル―三―イル～メタン、その塩類及びこれらを含有する物</p>	<p>(略)</p> <p>学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

六 (略)